



もくじ

- 1. IPP活動報告 1-3月
- 2. 知的財産の活用って!?
- 3. 今月のテーマ「模倣品対策 い・ろ・は」
- 4. 知財助成事業
- 5. IPPよもやま話 新スタッフ紹介

IPP活動報告 1-3月

【企業法務知財協会CLIPセミナー】

弊所主宰の「企業法務知財協会」では、毎月無料のセミナーを開催しています。1月/2月は「大切なブランド名/社名を守るには? (商標初級・中級編)」を開催しました。初級・中級編といえど、調査、出願から登録まで幅広く網羅した内容で大好評を頂戴しました。4月には少人数制の商標ゼミも開催予定です。



また、3月には「AIと特許(基礎編)/AIとソフトウェア開発契約(基礎編)」についてセミナーを行いました。こちらは、告知より瞬時に30名を越える参加希望者が集まり、いかに注目されているテーマであるか、企画側も驚く程でした。4月にも同様のセミナーを開催します。参加希望の方は、ご連絡ください。

【米国代理人 Maier&Maier】

2月には、米国の代理人であるChris Maier氏と面談し、AI特許について、米国の審査傾向等について最新情報を入手しました。上記のセミナーでも一部お話しします。

【技術情報協会セミナー】

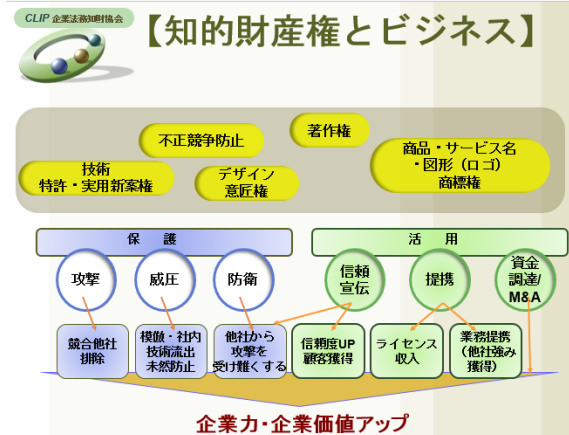
株式会社技術情報協会様のご依頼により、3月14日には「後発で勝つための知財戦略の方法」というテーマで講義を行いました。10時~17時という長時間の有料セミナーでしたが、多数の方にご参加いただき、ご好評を頂きました。



また、2月20日刊行された情報誌「研究開発リーダー」に「技術者が行う知財活動~事業を成功に導くために~」というテーマにて執筆させて頂きました。

知的財産の活用って!?

知的財産権(特許、意匠、商標、実用新案、著作権)を出願権利化しても、その権利を活かしていますか? 時々、昔特許や商標を権利化したけど、お金ばかりかかって、あまり有効活用できていない...と言った悩みを抱えた経営者様からご相談頂くことがございます。知財は出願して権利化することがゴールではありません。それをいかにビジネスに活かすか? 活かさなければ、宝の持ち腐れになってしまいます。そのため、弊所では出願前に、知財を取得することで、何を期待し、何を求めているのかのヒアリングを行い、ビジネス環境、事業計画、予算を踏まえたアドバイスや提案をするよう心がけています。



上記のプレゼンマップは弊所セミナーで良く使うものです。自社のブランドや技術を護ることが『保護』、信頼を得る、資金調達でも活かされることが『活用』、これらができれば、知的財産が機能しているといえるでしょう。

保護においては、安心して自社で使えることが第一ですが、他にも競合他社を排除する攻撃効果、模倣・技術情報の流出防止を図る威圧効果もあります。

活用においては、ライセンス収入や業務提携等の提携に貢献することもあります。

出願し権利化しなければ、これらの効果を得ることはできませんが、出願も権利化もしないで、自社の技術やブランドを維持、守ろうとするのはビジネス上、非常にリスクが高く、長い目で見ると損失に繋がります。

ただ出願し権利化するのではなく、事業にどのように活かすか、知財活用についてお気軽にご相談ください。

日本で生まれたキャラクターは「Kawaii」文化として世界各地で人気があり、今や日本はアニメ大国といわれ、キャラクター王国と言っても過言がありません。そんなキャラクターを護るには、やはり模倣品対策は重要です。でも、具体的にどういったことが必要なのでしょう？今日は、「模倣品対策 い・ろ・は」について簡単にご説明したいと思います。

◆模倣品とは？⇒各種知的財産権の侵害品のこと

つまり、知的財産権を有した商品やサービスに対し侵害された場合に「模倣品だ」と主張できるわけです。勿論、「不正競争防止法」「著作権法」等でも侵害品を主張することは可能です。でも、立証するのが難しいことが多々あります。一方、商標や意匠、特許等で権利化したものであれば、権利の立証が容易です。

模倣品によるビジネスリスクは下記のようなものが考えられます。

売上減少	ブランドイメージの悪化	消費者の被害 →訴訟リスク
<ul style="list-style-type: none"> 模倣品にシェアを奪われる 侵害品の輸出のリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 模倣品の品質を前提とした悪いブランドイメージが形成されてしまう 	<ul style="list-style-type: none"> 模倣品を真正品と誤認し、直接クレームを受けたり、提訴されるおそれ

侵害品を放置すると、負のスパイラルに陥ってしまいます。これを回避するためにも、日本を含めた世界市場において、模倣品(知的財産権侵害品)対策を実施していくことは非常に重要です。

模倣品対策のポイントは

- ①知財の権利化
- ②権利化後のアクション
(侵害行為の早期発見、早期対応)です。

模倣品対策にはコストがかかります。しかし、対策を怠ると負のスパイラルに陥る可能性が高いです。そのため、行政が実施している模倣品対策助成事業等を活用しながら地道に活動を続けていくことが肝要です。

知財助成事業



今年も各都道府県にて、中小企業向け外国特許/意匠/商標の出願費用の助成事業が実施されます。東京都の説明会は、4月9日、17日の2回開催されます。詳しくは「東京都知的財産権総合センター」のホームページをご参照ください。また、JETROでも同様の事業が行われる予定です。こちらは出願予定知財が複数ある場合にはかなりメリットが大きい助成事業です。弊所でも実績がございますので、お気軽にご相談ください。

IPPよもやま話

【弊所の所員が増えました】

3月より新たに外国知財担当所員(女性スタッフ)が入所しました。ニーズが高まる外国知財の対応をより正確に迅速に対応してまいりたいと思います。

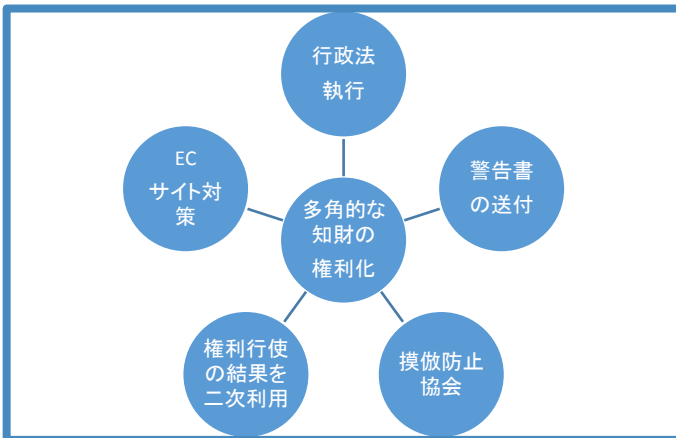


塚田さんより一言:「適切な対応を心がけ勤めて参ります。よろしくお願ひ致します。」

なぜか？出願をしないと、原則として権利は発生せず(著作権などを除く)、侵害主張が難しいためです。また、(特に、商品名やブランド名の場合)無関係な第三者に権利を取られてしまうと、「(冒認登録)」自分が「ニセモノ」になってしまい、製品が販売できなくなるリスクがあるからです。

更に、模倣品を放置すると、模倣品製造業者も模倣品を取り扱う小売業者も増え、模倣品が多く出回り対策するための費用も時間も大幅にかかってしまいます。

①の知財の権利化については、特許、商標、意匠、実用新案、著作権登録等が考えられますが、今日は②の権利化後のアクションについてフォーカスしたいと思います。



知財の権利化も、権利1個のみではなく、商標、意匠等の知財の組み合わせで権利を有し、それを基に税関登録を行い、行政法執行を行う、また警告書を送付し、製造や取引を止めてもらうまでコンタクトを取り続ける、更には模倣品を取り扱いECサイトに対してもアクションを起こします。そういったアクションをおこし、成果を出していることを自社ホームページ等で積極的にアピールを行います。同時に模倣防止協会にも加入し、専門家と連携していることをアピールします。警告書等は比較的取組やすい対応策です。